

ノーモア・ヒバクシャ通信 第47号

2019年8月1日

ホームページ <http://www.kiokuisan.jp/>
継承ブログ <http://keishoblog.com/>
フェイスブック <https://www.facebook.com/kiokuisan>
ツイッター <https://twitter.com/nomorehibakusha>

発行者
NPO 法人 ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会
〒102-0085
東京都千代田区六番町 15 プラザエフ 6F
Tel/Fax 03-5216-7757 (直通)
Email hironaga8689@gmail.com
郵便振替口座 00110-5-292881
口座名義 ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会

★ もくじ ★

I. 継承センター設立募金のご報告/ご協力のお祝い	1
II. 第7回通常総会のご報告	2
III. 第1回理事会のご報告	3
IV. 未来につなぐ被爆者の記憶プロジェクトのご報告	3
V. 《被爆者運動に学び合う学習懇談会》シリーズ13の報告 ／シリーズ14のご案内	6
VI. 継承活動に取り組む人々をつなぐプロジェクトのご報告	10
VII. 《関連行事》第13回被爆者の声をうけつぐ映画祭2019 シンポジウムから	10
VIII. 出版物のご案内	11

I. 継承センター設立募金のご報告/ご協力のお祝い

昨年、12月にスタートした「継承センター設立募金」は7月25日現在でのべ360名の方から5,691,500円のご寄付を賜り厚くお礼申し上げます。ご寄付の一部は、継承センター設立のための資料の収集・整理・保存、電子図書館での公開に向けた諸作業やシステムの開発などに使わせていただいております。

継承する会は継承センターの建設のために5年間で6億円の資金を募ることを目標としております。そのためのリーフレット「みんなで募金を集めましょう」の普及にもご協力を賜りますようお願い申し上げます。リーフレットはご要望があればお送りいたします。下記のFAXまたはメールでご連絡ください。身近な人々や広く各方面に募金を働きかける際に、活用くださるようお願いいたします。

記

ご要望：リーフレット「みんなで募金をはじめよう」 ○ 部

宛先：FAX 03-5216-7757

E-mail: hironaga8689@gmail.com

II. 第7回通常総会のご報告

今総会は、12月に「ノーモア・ヒバクシャ継承センター」の設立をめざして募金活動を初めて呼びかけ、(被爆の記憶)を継承する会の活動が具体的な形で見えることが求められました。2019年度事業計画に関連して報告・発言された、①武蔵大学生による映像作品「声が世界を動かした」DVD上映による被爆者運動史の紹介、②昭和女子大戦後史史料プロジェクト「プロジェクトのこれまでとこれから」パワーポイントで“被爆者に『なる』”気づきと発見の報告、③未来につなぐ被爆の記憶プロジェクト、体験交流会を全国各地でという報告、④継承活動に取り組む人々をつなぐプロジェクト、各地での取材活動の紹介、など生き生きと多様な継承活動が紹介・報告され、今後の取り組みへの期待の声がこれまでになくさまざまに寄せられた総会となりました。

なお、2018年度事業報告及び決算承認の件、役員選任の件など、総会議案はすべて、出席総数145名のうち賛成多数で採択されました。

2019年5月25日

第7回 通常総会にあたってのご挨拶

認定NPO法人 ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会
代表理事 岩佐 幹 三

この一年間、体調をこわして、皆さまには大変ご心配とご迷惑をおかけし申し訳なく思っております。しかし、その間、この会のあり方についてもさまざまなことを考えてきました。本日は、その一部をご披露させていただきます。

まず最初に、会員、賛同者・支援者をはじめ、大学の研究者や学生などの皆さまによって、日本被団協、および各県被団協、被爆者が積み重ねてきた歩みを捉え直し、伝え広げる道の展望を開いていただいたこと、深く感謝申し上げます。

私たちが、この会の名称を「ノーモア・ヒバクシャ」と明示したのは、「ふたたび被爆者をつくるな」という主張を示すだけでなく、「広島、長崎の原爆被害は、人類にとって最初で最後にしよう」という心からの願いであることは間違いありません。

第2次世界大戦、そして広島、長崎の被爆から70数年が過ぎ、時の経過とともに過去の負の遺産は人々の念頭から消え去り、風化現象が顕著になっています。1980年代、アメリカが対ソ戦略としてヨーロッパにパーシングIIを配備したときには、核兵器廃絶を求める世界中の民衆が立ち上がり、ヨーロッパでは400万人が、82年第2回国連軍縮特別総会には100万人が集結しニューヨーク・マンハッタン島を埋め尽くしました。今から思えば夢物語のようですが、しかし戦争の危機を回避できるのは、また回避してきたのは間違いなく人々の英知と行動、国際世論です。

そうした被爆者と国際市民社会の声が国連を動かし、一昨年7月に核兵器禁止条約を採択させました。しかし、広島・長崎を体験したわが国の政府はこれに署名しようともせず、アメリカをはじめとする核兵器保有国はNPTで世界に約束した核軍縮への努力を誠実に履行しないばかりか、自国の利害をたてにそれに逆行する動きさえ露わにできています。

こんなときだからこそ、被爆者運動が究明してきた核兵器の反人間性や国内外でのたたかひの記録を保存し、普及・活用する継承する会の役割はますます大きくなっています。私たちの会の活動は、正直のところまだ多くの国民の関心を引くに至ってないと思います。しかし、「ノーモア・ヒバクシャ継承センター」の設立とそのための募金活動については特別事業として体制を整え、また、「認定NPO法人」の活用方法が分かりやすく皆さんに伝えられ、理解と賛同が得られるならば、道は必ず開けると信じています。

会員の皆さん、役員の皆さん、事務局の皆さん、状況を共有し理解しあって、さらに皆さんの参加と協力をいただけるならば、次のステップに発展する段階にあると期待しています。そのことを申しあげ、総会のご挨拶といたします。

Ⅲ. 第1回理事会のご報告

7月20日(土)東京四谷主婦会館プラザエフで開催、1. 継承センター設立募金の推進について 2. 第一四半期決算と今後の課題について 3. その他、第10回国際平和博物館会議について、審議しました。

第1議題では、継承センター設立募金推進のバックアップキャンペーンとして、また、<被爆の記憶>を未来につなぐ機会として、「東京オリンピック記念 平和チャリティー・コンサート(仮称)」の開催企画(日時:2020年7月21日(火)、会場:日本青年館大ホール)を確認しました。第2議題は、継承センター設立募金が予算比10.4%、団体会員会費が予算比11.4%に留まっていることが報告され、募金活動は広く一般市民の参加が重要であること、各中央団体の会員組織に当会の団体会員参加を率直に呼びかけることが大事であること、それぞれ指摘されました。第3議題は、当会として2020年9月開催の第10回国際平和博物館会議を協賛する方向で手続きを進めることとしました。

報告事項は、第7回通常総会の報告(既述)、日本被団協第64回定期総会から当会との関連報告、未来につなぐ被爆の記憶プロジェクトの報告(後述)、被爆者運動に学び合う学習懇談会シリーズ13の報告(後述)、第13回被爆者の声をうけつぐ映画祭2019「シンポジウム」被爆者から受け取ったもの一の報告、デジタル・アーカイブス(電子図書館)の進捗状況と課題の報告がありました。

IV. 未来につなぐ被爆の記憶プロジェクトのご報告

(1) 【東京】5/19（日）「未来につなぐ被爆の記憶プロジェクト体験会～被爆者とともに語り継ぐ～」のご報告

5/19「未来につなぐ被爆の記憶 被爆者とともに語り継ぐ」を都内四ツ谷のプラザエフで開催しました。10代から80代まで幅広い年齢の17名が参加、二つのグループに分かれて被爆者を中心に、学生や市民の参加者がグループに分かれて交流し、被爆体験の要約や参加者の感想などをインターネットの専用サイトに登録しました。



葉に胸が締め付けられた。」

右の写真は証言する中村雄子さん（広島、13歳被爆）とお話を聞く参加者。「後世に伝えていかなければいけないという使命感を持って語って下さる中村さんの姿勢に感動しました。」「被爆の実態を非常に具体的にお聞きできたこと」

左の写真は証言する児玉三智子さん（広島、7歳被爆）とお話聞き入る参加者。「本人しか伝えられないことがある。被爆者の方はつらい思いを抱えて話してくださっている。『学ぶ』だけではなく『聞く』ことで伝わることもある。」「『核兵器はどこまでも追いかけてくる』という言葉

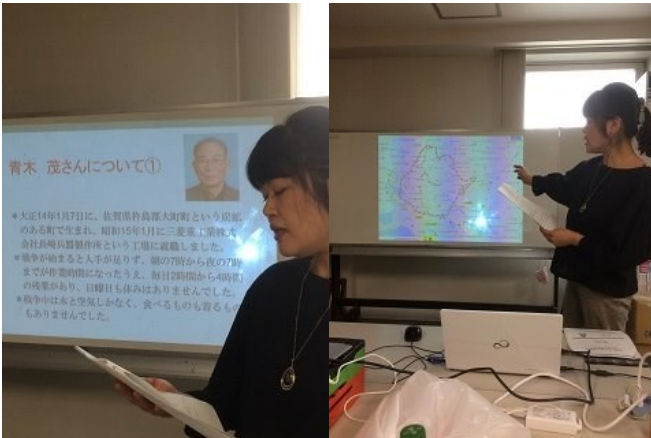


二つのグループでお話を聞いて交流したので、閉会前に各グループからお一人、お話を聞いた感想や交流会で話したことについて簡単に報告をお願いしました。手前のパソコンで体験記の要約やお写真の登録作業を行いました。これから全国で取り組みを進めていきます。

(2) 9月「未来につなぐ被爆の記憶PJ体験会 被爆者とともに語り継ぐ（京都）」

ただいま開催に向けて準備中です。詳しくは継承ブログなどでご案内いたします。

(3) 【埼玉】6/29 (土) ミニ企画⑩「朗読でつなぐ被爆の記憶」を開催しました。



未来につなぐ被爆の記憶データ化PJは、6/29 午後、コーププラザ浦和でミニ企画⑩「朗読でつなぐ被爆の記憶」を開催しました。メインスピーカーは習志野市の「被爆体験朗読者養成講座」を終了し、これから市内の小中学校で被爆体験朗読をする岡田千砂子さん。小学校で行う被爆体験朗読を実演していただきました。(左写真は朗読する岡田さん)

朗読の時間は45分くらい。最初に原爆や原爆被害について説明し、朗読する体験記を書かれた被爆者の方の紹介、そして朗読と続きます。実際に学校で朗読するときには30分弱で終わるようにしているとのことでした。

国立市の原爆体験伝承者として活動している中尾さんも参加。朗読の後の茶話会では、実際の取り組みを通じて感じたことや考えたこと、小学生に何を、どう伝えるかなどが話題になりました。(右の写真)



(4) 【埼玉】8/24 夏休み親子企画『親子で学ぶ げんばくってな～に?』を開催します

未来につなぐ被爆の記憶データ化プロジェクトが8/24 (土) 午後、南浦和にあるコーププラザ浦和で夏休み親子企画『親子で学ぶ げんばくってな～に?』を開催します。ただいま参加者募集中!

3月の春休み企画の様子、8/24 企画の詳しいご案内は継承ブログをご覧ください。

■ 3月の春休み親子企画の様子

【つなぐPJ】(埼玉) 3/31 春休み親子企画「げんばくってな～に?」～原爆の記憶、親子で学ぶ 「心の被爆者になる」～ ⇒ <http://keishoblog.com/?p=2633>

■ 8月の夏休親子企画のご案内

【埼玉】8/24 (土) 夏休み親子企画『親子で学ぶ げんばくってな～に?』のご案内 ⇒ <http://keishoblog.com/?p=2652>

V. 被爆者運動に学び合う学習懇談会 シリーズ13の報告／シリーズ14のご案内

1. 被爆者運動に学び合う学習懇談会《シリーズ13》報告

テーマ「被爆者相談の現場から原爆症認定制度を考える」

ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会は6月29日（土）、広島から若林節美さんをお迎えして、シリーズ13回目の「被爆者運動に学び合う学習懇談会」を開催しました（於：四ツ谷プラザエフの会議室。日本被団協との共催。参加者は26人、うち被爆者10人）。

広島赤十字原爆病院医療社会部の医療ソーシャルワーカーとして、原爆被爆者特別措置法施行の1968から26年間の長きにわたって被爆者相談にあたってこられた若林さんは、文字どおり被爆者相談の草分け的存在。広島県医療社会事業協会や、「基本懇」意見後に発足した「広島原爆被害者相談員の会」などの中心メンバーとして、被爆者相談に原爆被害の全体像・生活史把握の方法を実践的に採り入れながら、後進の育成にもとりくんでこられました。

「被爆者相談の現場から原爆症認定制度を考える」と題した問題提起は、原爆で暮らしを根こそぎ破壊された被爆者たちの怒りが制限だらけ（年齢・所得・病気）の特別措置法に対して爆発した当時、連日寄せられる遺族への補償や被爆による障害などの相談数十件を受け、認定制度に翻弄されながら、ソーシャルワーカーの役割を考えつづけてきた若林さんの、経験に根ざした、実に具体的で説得力のある原爆症認定制度批判でした。

〔問題提起の要旨〕

被爆者にとって「認定」とは、いわば最後の命綱。病気だけでなく、亡くなった母や父、何十年もの苦しみや被爆者のために努力してきた人生など、甦ってくるそれらすべての思いがかけられている。

国の認定制度はそうした被爆者の実態や思いに合わないものだった。

（その矛盾点について、事例を紹介しながら、以下の4項目にわたって詳述）

- ① 起因性：「原子爆弾の放射能に起因する」とは、被爆距離と特有の疾病に限定できるものなのか。
- ② 要医療性：「現に医療を要する状態にある」とは、治療効果が期待できることか。治る病気はほとんどないにもかかわらず、効果とは何なのか？ 経過観察や対症療法的な治療では「要医療」とは認められない。
- ③ 病苦と生活苦のぎりぎりのところでの認定申請となり、死後認定が後を絶たない。
- ④ 熱傷瘢痕、異物迷入などの外傷、望まない再治療（手術）に苦しむ。今さら手術をさせられることへの抵抗。ケロイドのために学校にも行けず、読み書きができないためまともな仕事にもつげなかった苦しみなど。

日本被団協は、『原爆被害の特質と「被爆者援護法」の要求』（つるパンフ、1966）以

来、認定制度を廃止し、治療の全額国庫負担は全被爆者に適用すべきである、と主張してきた。

また、専門家も、ひとりの被爆者がり患した白血病や悪性新生物について、「それが被爆に起因したと断定する決め手」も「起因していないと断定する決め手」もないことを認めており、「認定」制度は「今日なお矛盾や問題を抱えており、…原爆放射能の起因性が肯定され、かつ医療効果の期待できる治療がほどこされることが前提でなければ「認定」されないといった医療の枠、というより現在の医学研究の水準にとどまっている限りにおいては、もはや限界」だとしている。（中泉正徳、「広島医学」VOL. 22）

しかし、被爆者対策における国の考え方は、戦争被害はすべての国民が「ひとしく受忍すべき」だとした「基本懇」意見（1980）にあり、これが「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」（1994）でもゆるぎない基本になっている。集団訴訟等で認定の枠は若干広がったものの、新法における認定は医療法と変わらない。

こうした状況のなかで、認定の枠内でたたかっていくことがどのように国家補償制度につながっていくのか、私には見えない。また、広島の分裂した被爆者運動のツケが援護法制定や核兵器廃絶を困難にしている。被爆者の心をひとつにたばね、のりこえる手立てはないのだろうか。ソーシャルワーカーは、被爆者の実態に根ざした相談活動を全国に広げ、被爆者の今の実態に根ざした運動にもっともっと力を入れてほしい。

〔主な討議内容〕

○ あらためて相談活動の原点に返ったようだ。東友会の伊東会長は会を割らないことの重要性を強調していた。裁判では原告全員勝訴をかちとったが、2人をふるいにかけるなど、「自己規制」をしていた。現行施策の改善要求と国家補償とは別のものだ。

○ 広島の相談員の会の中心は30代。以前は生活そのものをどうするかが主題だったが、現在では、何とかかんとか生きてきた介護の必要な高齢者の問題が中心。多くの苦しみのなかで生きてきた被爆者が求めているものは何なのか。くり返さない誓いや根深い暮らしの問題など、人間らしく生きるための施策が求められている。

○ 集団訴訟はよく分からないなあ、と思いながら20数年を過ごしてきた。定年を迎え、これからどう被爆者と接していくかを考えているが、被爆者の声は相談の中にこそある。一人一人の被爆者の声、生き方を確かめ、原爆体験から人生をとりもどしていく作業をやっていくことかな、と。

○ 2003年から認定訴訟の前段階としての一斉申請が始まり、却下されたら裁判ということになった。裁判から被爆者運動に入った人たちには、「基本要求」を知らない人もいる。（対象となる病気にあてはまらず）自分は原告にはなれない、今まで語ってきたことは何だったのか、という人たちもいた。弁護士との合宿でも、いくら言っても分かってもらえない。勝てる証言が求められ、本当に言いたいことは言えないんだよ、と言っていた役員

もいた。「これが最後の運動だ」と言われたことへの反発も強かった。

認定問題をつきつめても、国家補償にはならない。

○ 以前は2キロ以遠は認定されず、3.5kmで被爆した両親は市役所で門前払いされ、2人ともガンで亡くなった。

集団訴訟は認定申請する人を探すところから始まったが、背中一面にケロイドを負い、温泉にも海水浴にも子どもを連れて行きたかったと、小さな家に小さな風呂をつくった人。娘をこれ以上苦しめたくないという人。東電に勤める息子から「裁判するなら出て行ってくれ」と言われ、本人尋問の前日に取り消した人…。認定されたからって楽にはならないし、今の基準ではくり返しくり返し同じことになる。

周囲から「これ以上何を求めるの?」と言われるが、国家補償は国が戦争しないと約束することで被爆者だけの問題ではない。被爆者の運動を社会保障で終わらせてはならない。

○ 原爆症認定制度では、その病気が原爆の放射線によると認めただけのこと。被爆者の苦しみ(被害)を(戦争を遂行し原爆被害をもたらした)国が償ったことにはならない。

○ 2013年に「おりづるの子(東京二世の会)」を結成した。東友会の協力は得ながら、別団体として。現在、会員は140人余り。女性の癌など難しい病気にかかった人も相当数いるが、二世は多様で、親の被爆は自分の生きるテーマとは関係ないという人、知らない人も多い。東京をはじめ、神奈川、大阪の2つの自治体には医療費の助成制度もあるが、運営の仕方はさまざまというのが実情だ。

○ 1970年代、社会学者とMSWで事例研究会をつくり、原爆は人間に何をしたのか、原爆被害をどうとらえたらよいのかを研究し、77シンポや国民法廷運動にもとりくんだ。

放射線障害だけで原爆被害をとらえたことになるのかどうかが大きな問題で、被害の全体的把握が社会科学の課題だった。3.11以降、“ヒロシマ・ナガサキ・フクシマ”と言われることも多いが、“ヒロシマ・ナガサキ・東日本大震災”なら分かるが、放射線だけでとらえてしまってよいのだろうか。

「基本懇」意見の「戦争終結の契機ともなった」は、議事録を見れば、一般空襲に広げないためにつけた論理だということが分かる。

〔まとめに代えて〕

若林さんは、これらの議論をふまえて、「認定訴訟から思うこと」というまとめの感想を送っていただきました。その要点をご紹介します。

・原爆症認定訴訟は、基本的には、現に治療を受けている疾病が原子爆弾の傷害作用、すなわち放射能に起因するか否かが争点だ。弁護士の役割は、認定において被爆者の疾病が原子爆弾の放射能に起因すると国が認めるべく弁護し、勝訴すること。一連の訴訟で認定基準を一定拡げさせる成果を得たが、要医療の問題、後遺症や過去の疾病(経過観察、再発の恐れあり)は認めないなど、矛盾を抱えたままだ。

- ・原告の被爆者たちは「今の病気を何としても原爆によるものだと認めさせるんだ」と意気込んで闘った。しかしこの「原爆によるもの」の被害とは、死んだ人たちのこと、それにつながる被爆者の70数年にわたる原爆の被害すべてを認めさせることであり、二度とこのようなことがあってはならないと国に認めさせたい、との思いであった。
- ・原爆症認定訴訟は、そうした被爆者の総合的な被害や、ふたたび被爆者をつくらないことを認めさせるものではない。
- ・この訴訟ではかなえられない、国家補償に基づく「原爆被害者援護法」制定に連動させて取り組む必要があったのではないか。そこは弁護士の役割というより、被爆者運動の側の役割が問われていたのではないか。
- ・広島ソーシャルワーカーたちは原告の陳述書の聞き取りや代書の手伝いをしたが、原告の最も身近な立場にありながら、認定制度の限界を認識し、次の段階、すなわちふたたび被爆者をつくらない原爆被害者援護法制定に向けての援助の視点が欠落していたのではないか。
- ・被爆者として必死に国と向き合った多くの原告被爆者は、認定されて終わり。「新法」の問題をどのように理解されたのだろうか。今後の被爆者運動にどうかかわったのか、関わっているのか、が気になるところだ。「ノーモア・ヒバクシャ訴訟」という訴訟名に惑わされていたとも思える。
- ・日本被団協が長年の運動の中から積み上げてきた「基本要件」など、「ふたたび被爆者をつくらない」原爆被害者援護法の思想は、人類すべてが共有しうるものだ。原告の被爆者たちをこの戦列にしっかり加わってもらい、つなぐ支援はできなかったのだろうか。
- ・原告の被爆者をはじめ、すべての被爆者が「生きていて良かった」と言える最後の人生を生きられるような相談援助活動を。これは弁護士の役割として期待できないでしょう。

2. 次回 学習懇談会のお知らせ

シリーズ14回目の学習懇談会は10月26日(土) 13:30~16:30、精神科医(本会副代表理事)の中澤正夫さんの問題提起で開催します。

テーマは、被爆＝「こころの被害」

会場は、立教大学池袋キャンパス7号館3階7302教室。いつもと会場が異なりますので、ご注意ください。

なお、準備の都合上、必ず事前にお申し込みくださいますよう、ご協力ください。

詳細、申し込み方法は、同封チラシをご参照ください。

VI. 継承活動に取り組む人々をつなぐPJ

5/19（土）17：30～継承活動に取り組む人々をつなぐPJの打ち合わせを行いました。この日はスカイプで参加した方が1名、写真を撮っている人が一人、4名の参加で、これからの取材先などを相談しました。

2018年10月に以下のレポートを「ノーモア・ヒバクシャ通信別冊」として発行しました。その後、7月まで以下の5本のレポートが寄せられています。



【つなぐPJ】（埼玉）3/31 春休み親子企画「げんばくってな～に？」～原爆の記憶、親子で学ぶ 「心の被爆者になる」～

【つなぐPJ】（広島）4/4(水) ブラジルに生きる被爆者 に取材して～「在ブラジル被爆者の声」～

【つなぐPJ】（東京）3/8(金) 原爆の図第10部《署名》を見よう に参加して～「被爆三世の葛藤」～

【つなぐPJ】（東京）2/24(日) ミニ企画⑧「被爆者のお茶と茶話会」 に参加して～生き残る罪悪感と伝え残す使命感～

【つなぐPJ】（埼玉）3/25(日) 被爆者のお茶と茶話会 に参加して～「顔の判らない兄と逃げた街」～

今年も昨年同様10月またはその前後に発行する「ノーモア・ヒバクシャ通信」に合わせて「ノーモア・ヒバクシャ通信別冊」第2号として発行を予定しています。

VII. 《関連行事》第3回被爆者の声をうけつぐ映画祭2019 から ——「シンポジウム 被爆者から受け取ったもの」——

今年も7月13日（土）、14日（日）の両日、武蔵大学江古田キャンパスにおいて、「第13回被爆者の声をうけつぐ映画祭2019」が開催されました（主催：同映画祭実行委員会/武蔵大学永田浩三ゼミ、後援：日本被団協/継承する会/練馬・文化の会）。

映画祭のプログラムの最後には、被団協運動と継承する会の活動を伝えるDVD「声が世界を動かした～ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産の継承センター設立に向けて～」が上映され、これをうけて〔シンポジウム〕被爆者から受け取ったもの が行われました。

永田浩三さん（武蔵大学社会学部教授）の司会によるシンポには、DVDの制作にあたった武蔵大学生2人と、被団協運動史料の整理にあたってきた昭和女子大学生4人（戦後

史史料を後世に伝えるプロジェクトメンバー、それに広島で胎内被爆した濱住治郎さん（日本被団協事務局次長）が参加。若い人たちが被爆者（運動とその史料）から受け取ったものを示す発言など、その一端をご紹介します。

○ 映像の取材・編集にあたり、カルチャー・ショックを受けた。正々堂々と厚生省前に座り込む方々の顔つき（写真）が力強く、不正なことを正さなくては、という強い意志を感じた。SNSやツイッターなどですぐに結果を出すよう求められる時代に育った私は、長く活動されている凄みを感じた。

（「被爆者要求調査」などの）アンケートは衝撃的だった。原爆はダメと頭で分かっていたつもりだったが、初めて心でダメだと感じ、頭と体で一致した。（武蔵大4年・男子）

○ ナレーションと（原爆と戦争を裁く模擬法廷の）政府側（代理人）を担当した。国の主張する「受忍」論については、“ふざけんな”という感じ。その時代に広島・長崎に住んでいただけで、その人のせいではなく国のせいなのに、許しがたい。アンケートを拝読し、落とされた人、生き残った人には、一生傷がついてまわる。「受忍しろ」というレベルを超えた被害だと思った。「政府は私たちが死ぬのを待っている」ということばは衝撃的だった。（武蔵大4年・女子）

○ 被団協調査の証言などを読み、一般空襲と原爆の違いを考え、議論してきた。一般空襲の場合、B29が飛来して爆撃を受けるが、アメリカ憎し、などの人間的感情や時間の流れがあった。しかし、原爆の場合は、一瞬にして何が起こったのかも分からなかった。助けることも水をやることもできず、そこには人間的な時間がなかった。時間の経過とともに、罪の意識や怒りの感情が湧いてくる。はじめは個人的だった怒りをまとめあげていったのが日本被団協（の運動）だったのではないだろうか。（昭和女子大2年）

○ 昨年12月の催しで映像作品に出合い、被爆者として力をいただいた。声は世界を動かす、変える。つなげていくことの大切さなど、いろんな気づきをいただいた。

胎内被爆の私は、体験していないことでは、ここにいるみなさんと共通している。胎内被爆とはどういうことかを考えつづけ、生まれる前から被爆者であったことで、原爆に言い知れぬ怒りを覚える。被団協の結成大会の「宣言」から64年の歴史をひきずることの重さを、進行形で感じている。

個々の被爆者の被爆した体験の伝承だけでは、大変でしたね、で終わってしまう。受忍論や抑止論とのたたかい、国家補償の要求など、被団協の運動を含めて伝えていくことが大切だ。継承は幅広く、いろんな形でとらえていくべきで、そのためにも継承センターを早くつくっていききたい。（濱住治郎）

VIII. 出版物のご案内

- 1) 原爆被害者相談員の会/編著『ヒロシマのソーシャルワーク—不条理の是正という本質に迫る』（かもがわ出版、定価：1,800円＋税）

原爆被害者相談員の会の設立（1981年）から38年間、被爆者の苦しみに寄り添い、被爆者とともに歩んできた広島ソーシャルワーカーによる出版。相談の現場から捉えた被爆者の苦悩と強さ、そして彼らに触発され活動を続けてきたソーシャルワーカーたちの実践から、被爆者理解とともに、ソーシャルワークの本質に迫る貴重な経験が汲み取れます。若林節美さん（元原爆病院医療ソーシャルワーカー）や直野章子さん（広島市立大学広島平和研究所准教授、当会理事）も執筆しておられます。

お申し込みは、書店または相談員の会（FAX 082-545-3641／TEL 090-7375-1211）へ。

2) 土屋時子・八木良広編『ヒロシマの河—劇作家・土屋清の青春群像劇』（藤原書店、定価：3,200円＋税）

占領下の広島を駆け抜けた「原爆詩人」峠三吉らを描いた戯曲「河」。劇作家・土屋清が1963年に書き下ろしたこの作品が、土屋の歿後30年を経た2017～18年に再演されました。この群像劇「河」がなぜ今、注目を集めているのか？再演に関わった人たちが、土屋清とは、戯曲『河』とは、復活公演の意味とは何か、その全体像に迫る論集を刊行。

編者の八木良広さんは当会理事。復活公演の舞台にも立ち、「『河』とはなにか、その軌跡」を執筆しています。

3) 『人権と部落問題』No.956、2019.8月号：特集 いのち輝く平和へ（部落問題研究所、定価：600円＋税、送料78円）

年ごとに戦争体験者が減り、戦争を知らない世代が圧倒的となる今後、どのように戦争の記憶を止め、記録し、平和の持続や平和を脅かす動きを許さない力にしていくか。そんな思いから、＜継承＞＜語る＞＜創る＞の三つの構成で、特集＝いのち輝く未来へ、が組まれています。

永田浩三「『声が世界を動かした』の映像作品を学生たちとつくる中で考えたこと」／栗原淑江「被爆者の体験とたたかいを私たちの『常識』に」他。前者には、DVDの制作に関わった2人の学生さんの原稿も紹介されています。

お申し込みは、書店または部落問題研究所（下記）へ。

TEL 075-721-6108／FAX 075-701-2723

E-mail: burakken@smile.ocn.ne.jp